

香美町農業委員会総会(第5回)議事録

- 1 開催日時 令和5年7月25日(火) 9:30~10:10
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(12人)
 - 会長 1番 古川 功兒
 - 会長職務代理者 2番 吉川 正人
 - 委員 3番 白岩 寧
 - 5番 山本 薫
 - 6番 橋本 幸長
 - 7番 前田 精一
 - 8番 米田 和弘
 - 9番 田中 一馬
 - 10番 北村 宏明
 - 11番 文堂 福一
 - 13番 岡田 久志
 - 14番 井上 竹雄
- 4 欠席農業委員(1人)
 - 4番 小谷 直美
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)
 - 1番 吉田 栄雄
 - 2番 高田 勝
 - 3番 青山 政行
 - 4番 福田 好美
 - 5番 小林 隆夫
 - 6番 岡 昭三
 - 代表 8番 東垣 泰彦
 - 9番 毛戸 誠
 - 副代表 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)
 - 7番 田野 豊博
- 7 議事日程
 - 第1 会期の決定 7月25日 1日間
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案第15号 非農地証明願承認について
 - 第4 議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 - 第5 議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の地役権設定許可申請承認について
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 福島 功
 - 事務局次長 榎 秀俊
 - 書記 中村 達也
- 9 会議の概要
 - 議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)
 - 議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
 - 議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は8番「米田和弘委員」と9番「田中一馬委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)
 - 議 長 異議なしの声がありますので、8番「米田和弘委員」と9番「田中一馬委員」よろしくお願います。

議 長	日程第3 議案第15号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから10ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第15号 番号1番の非農地証明願について、7月20日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「北村宏明委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	現地報告をいたします。申請地は、県道を三川方面に向かうと隼人バス停があり、そのバス停から200mくらい行ったところに申請地があります。現地は現況写真のとおり雑草が生い茂り原野化しています。また、北側はスキの生い茂った耕作放棄地となっています。里道、水路等には影響はありません。申請理由は、地目変更登記のための申請です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	「米田和弘委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第15号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第15号 番号2番の非農地証明願について、7月20日に現地調査委員であります「白岩寧寧委員」と「岡田久志委員」、担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	申請場所は、位置図と付近見取図をご覧ください。村岡地域局から国道9号を北側に約200mほど進みますと村瀬医院があります。その前の横断歩道を西側に入りますとリハビリセンターがあります。その北側に駐車場があり、その外側の三角のところが申請地となります。申請地は現況写真のようにコンクリートで舗装されており宅地化されておりました。また他の部分は雑草や木が生えており、畑として利用できる状況ではございませんでした。申請内容は、平成元年頃から宅地となっており、申請人は不在地主でとても管理ができない状態です。そのための地目変更のための申請ですのでよろしく申し上げます。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第15号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議 長	日程第5 議案第16号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①11ページから14ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第12号 番号1番の申請について、7月20日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「北村宏明委員」が現地調査をしていますので、「北村宏明委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	現地調査の報告させていただきます。位置図、付近見取図をご覧ください。JR佐津駅から500mほど行ったところにチコマート佐津店があります。そこから交差点を右に入ったところに申請地があります。申請地は畑となっており、柿、ゆず等が植えられておりました。畑の中には農機具倉庫があり、また水路も整備されており農機具の洗浄にも適した場所と聞いています。次に申請内容の説明をさせていただきます。譲渡人が高齢で耕作できないので譲受人がその要望に応えたものです。譲受人は80歳ですが元気な方です。また譲渡人は100歳と聞いております。第3条は区長、農会長等の同意書はありません。また、現況は写真のとおりです。以上、皆さまのご審議、よろしく申し上げます。
議 長	「北村宏明委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第16号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。

議 長	日程第5 議案第17号「農地法第5条の規定による農地等の地役権設定許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の15ページから20ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第17号 番号1番の申請について、7月20日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「北村宏明委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
2番	申請場所は、大乘寺橋の交差点から500mほど行ったところですが、現地の登記は畑となっていますが、現在は耕作していませんでした。内容は、地役権者が住宅リフォームをする際に進入路を広げたいということで地役権設定者と双方話し合いをし、この度の地役権の設定の申請になったということです。皆さまのご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
9番	「地役権」とは何でしょうか。

2番 「地役権」とは、簡単に言うと、直接道路に接していない住居の方が、このように道ではないところに行ける権利を設定するということです。そして、お互い年貢などでやり取りしていったとして、いつか相続等で今の土地名義人が変わったとしても、この権利は登記的に継続していくということです。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取り思います。議案第17号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第17号番号1番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟